

東京都服務監察規程

昭和47年 7 月13日

訓令第163号

庁中一般

支庁

事業所

収用委員会事務局

労働委員会事務局

東京都服務監察規程(昭和30年東京都訓令甲第31号)の全部を次のように改正する。

東京都服務監察規程

(目的)

第1条 この規程は、知事の服務監察機関が職員の服務について調査するに当たつての基本的事項を定めることにより、監察事務の公正な実施を図り、もつて職員の非行及び事故の発生することを予防し、あわせて良好な職域環境を保全することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 局長等 東京都組織規程(昭和27年東京都規則第164号)第9条第1項に規定する局長、都民安全推進本部長、戦略政策情報推進本部長、住宅政策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、収用委員会事務局長、労働委員会事務局長、職員共済組合事務局長及び地方公務員災害補償基金事務長をいう。
- 二 普通地方公共団体派遣職員等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17に規定する他の普通地方公共団体等への派遣職員及び公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例(平成13年東京都条例第133号)第2条第1項に規定する公益的法人等への派遣職員をいう。
- 三 服務監察 予防監察及び事故監察をいう。
- 四 予防監察 職員の服務状況及び服務に関連する事務事業の内容を監察することをいう。
- 五 事故監察 服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員並びに職員の退職手当に関する条例(昭和31年東京都条例第65号)第17条第1項(同項第2号に係る場合に限る。)、第19条第1項若しくは第2項、第20条第1項、第21条第1項若しくは第22条第1項から第5項まで又は職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第21条の2の2の2第1項(第21条の2の5において準用する場合を含む。)に規定する処分の対象となる疑いが認められる退職をした者(当該退職

をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)及び死亡による退職をした者の遺族(当該遺族が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)並びにその関係者並びにこれらに関連する諸資料等を監察することをいう。

(昭48訓令109・昭50訓令83・昭53訓令1・昭59訓令91・平元訓令39・平元訓令68・平2訓令93・平7訓令166・平8訓令51・平9訓令59・平13訓令109・平14訓令4・平16訓令70・平16訓令102・平17訓令70・平18訓令52・平19訓令48・平20訓令63・平20訓令82・平22訓令29・平22訓令45・平31訓令12・一部改正)

(服務監察の対象)

第3条 服務監察は、次項及び第3項に定める場合を除くほか、次に掲げる職員について行う。

- 一 知事の補助機関たる職員
 - 二 土地収用法(昭和26年法律第219号)第58条に規定する収用委員会事務局配置職員
 - 三 労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の12第6項において準用する同法第19条の11第1項に規定する労働委員会事務局配置職員
 - 四 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第18条に規定する職員共済組合業務従事職員
 - 五 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第13条に規定する地方公務員災害補償基金業務従事職員
- 2 知事は、普通地方公共団体派遣職員等に服務について、当該職員の職務上の命令権者から要請がある場合には、総務局長に対し、服務監察を命ずるものとする。
- 3 知事は、普通地方公共団体派遣職員等の服務について、特に監察をする必要があると認める場合には、総務局長に対し、事故監察を命ずることができる。この場合において、知事は、事前に当該職員の職務上の命令権者に対し、協力を要請するものとする。

(昭50訓令83・平元訓令39・平7訓令4・平14訓令4・平17訓令70・令2訓令21・一部改正)

(服務監察事項)

第4条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

- 一 職務に関して発生した職員(退職をした者を含む。)の非行及び事故又はその疑いがある行為に関する事。
- 二 職員(退職をした者を含む。)の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関する事。
- 三 前2号に定めるものを除くほか、職員の服務状況に関する事。
- 四 職員の服務に関連する事務事業に関する事。
- 五 地方自治法第243条の2の2の規定に基づく職員の賠償責任の調査に関する事。

六 その他知事が特に必要と認める事項

(平22訓令45・令2訓令21・一部改正)

(服務監察の実施機関)

第5条 服務監察は、総務局長の命により、主席監察員の調整のもとに、監察員が実施する。

(監察員の責務)

第6条 監察員は、服務監察を行なうに当たっては、公正を旨とし、もつて都民の信託にこたえなければならない。

- 2 監察員は、事故監察に当たっては、事故監察の対象となる職員等の人権を侵害しないように努めなければならない。
- 3 服務監察の内容は、機密とし、監察員は、その保持に努めなければならない。
- 4 監察員は、相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努めなければならない。
- 5 監察員は、服務監察に関し、関係機関と密接な連携を保ち、意思の疎通を図るように努めなければならない。

(平22訓令45・一部改正)

(服務監察の基本方針の策定等)

第7条 総務局長は、予防監察の基本計画等服務監察の基本的事項を策定し、知事の決定を受けなければならない。

- 2 総務局長は、予防監察を実施するに当たっては、前項の基本計画に基づき実施計画を策定しなければならない。

(服務監察資料の提出等)

第8条 監察員は、服務監察に関し必要があるときは、関係局長等に対し、調査書、報告書等関係資料の提出又は立会い若しくは説明を求めることができる。

- 2 監察員は、服務に関する法令等の諸規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる職員(退職をした者を含む。)から事情を聴取することができる。
- 3 監察に当たっては、関係局長等又はその所属職員は、監察員に協力しなければならない。

(平元訓令39・平22訓令45・一部改正)

(非行及び事故の報告等)

第9条 局長等は、第4条第1号、第2号及び第5号に該当する事実を知ったときは、遅滞なく別記様式により、総務局長を経て知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受理したときは、直ちに総務局長を通じ、監察員に事故監察を命ずるものとする。

(平元訓令39・一部改正)

(服務監察結果の措置)

第10条 総務局長は、監察員の作成した予防監察を行なった事項についての改善意見書又は事故監察を行なった事項についての措置意見書を附して、服務監察結果を知事に報告しなければならない。

2 監察員は、前項の改善意見書又は措置意見書を作成するに当たっては、主席監察員の意見を求めなければならない。

3 知事は、服務監察の報告に基づき必要があると認めるときは、総務局長を通じ関係局長等に対し、必要な措置をとることを指示するものとする。

(平元訓令39・一部改正)

(改善措置状況の報告)

第11条 関係局長等は、前条第3項の規定により指示を受けた事項については、速やかに必要な措置を講じ、そのてん末を総務局長を経て知事に報告しなければならない。

(平元訓令39・一部改正)

(局長等の服務点検)

第12条 局長等は、毎年度、所属する職員の服務状況について点検を行い、その結果を総務局長を経て知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告に基づき必要があると認めるときは、総務局長を通じ、監察員に必要な服務監察を命ずるものとする。

(平14訓令4・追加)

附 則(昭和48年訓令第109号)

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(昭和59年訓令第91号)

この訓令は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(平成7年訓令第14号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年訓令第51号)

この訓令は、平成8年7月16日から施行する。

附 則(平成13年訓令第109号)

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、「都立大学事務局長」を「大学管理本部長」に改める部分は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年訓令第4号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年訓令第102号)

この訓令は、平成16年8月1日から施行する。

附 則(平成17年訓令第70号)

この訓令は、平成17年7月16日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定中「規定する局長」の下に「、青少年・治安対策本部長」を加える部分は、同年8月1日から施行する。

附 則(平成18年訓令第52号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年訓令第48号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第82号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成22年訓令第29号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第12号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年訓令第5号)

- 1 この訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都訓令の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用

することができる。

附 則(令和2年訓令第21号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式(第9条関係)

番 号
年 月 日

知 事 あ て

局 長 名

服 務 監 察 に つ い て

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 該 当 条 項

2 関 係 者

(1) 事 故 発 生 者

所 属	職 層 名 (職 務 名)	ふ り が な 氏 名
		年 月 日生(歳)
都 歴	年 月 日採用	年 月 日退職 勤務年数 年 月

退職をした者の場合は、退職時の所属及び職層名(職務名)を記載すること。

(2) 遺 族 ・ 権 利 継 承 者

住 所	ふ り が な 氏 名	退 職 を し た 者 と の 続 柄	備 考

(3) 管 理 監 督 者

所 属	職 層 名 (職 務 名)	ふ り が な 氏 名

3 事 件 の 概 要

(1) 事 故 発 生 の 日 時 及 び 場 所

日 時 年 月 日 午前 午後 時 分 ころ

場 所

(2) 相 手 方

住 所	氏 名	性 別	年 齢

(3) 事件の具体的内容

4 参考事項

(1) 司法警察機関の措置

(2) 行政処分

(3) 本人の勤務状況等

(4) その他参考事項

5 局長の意見

(1) 見解、反省及び方針

(2) 職場での反響

添付資料

1 履歴カード、出勤簿等関係者の人事関係を証するもの

2 新聞、雑誌等の切り抜き、写真等事件の内容を証するもの

3 本人又は相手方などの申立内容等局で調査した資料

(日本産業規格A列4番)

別記様式(第 9 条関係)

(平 7 訓令 14・全改、平 22 訓令 45・令元訓令 5・一部改正)